

決議案第 6 号

議案第 1 号 令和 7 年度三田市一般会計補正予算（第 11 号）  
に関する附帯決議の提出について

上記の決議を三田市議会会議規則第 1 4 条の規定により別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

予算決算常任委員会委員長 幸 田 安 司

議案第 1 号 令和 7 年度三田市一般会計補正予算（第 11 号）  
に関する附帯決議（案）

令和 7 年度三田市一般会計補正予算（第 11 号）、歳出第 30 款商工費、第 5 項商工費、第 10 目商工振興費、第 20 節貸付金「中小企業経営安定化対策事業費」1 億 1,200 万円は、第三セクターである株式会社サンフラワーへの貸付金である。

令和 7 年 5 月に市主導による安定的な商業ビル運営確保のため、市は株式を取得し筆頭株主となり、施設の適正な維持管理及び経営改善に向け調整を進めているが、株式会社サンフラワーは必要経費を直ちに捻出することが困難な状況にあり、いまだ経営状況については懸念がある。

市貸付金 1 億 1,200 万円の内、1,500 万円の高度化資金未済分は、今年度中に兵庫県へ返済しなければ、今後兵庫県と償還条件等協議の緒にもつけない。また、兵庫県の商店街整備等支援資金貸付金償還金に対する違約弁償金（年率 10.75%）と比して、市が設定する貸付金利は年率 2.5%と低金利で優位性があることや、修繕経費 9,700 万円については、施設利用者の安全確保を最優先とした必要な老朽設備部分への修繕支援であり、商業施設としての運営を継続させ、経営再建するための必要経費であることは一定理解できる。

しかしながら、第三セクターは自主的、主体的に健全経営に取り組むことや経営に必要な経費は事業収入をもって充てる独立採算制での運営を原則としており、第三セクターに対する市の財政的関与については、税金を原資又は担保とするものであることを踏まえ、貸付にあたり下記事項に留意するよう求めるものである。

記

- 1 株式会社サンフラワーに対し、施設修繕に際し、必ず事前に計画書またはそれに準じる内容の書類の提出を求め、議会へ説明し了承を得ること。
- 2 株式会社サンフラワーに対し、市貸付金については、執行額が確定した時点において不用額を貸付事項等目的外に充当せず償還させること。
- 3 貸付金が確実に関係機関に償還できるよう、株式会社サンフラワーに対し、早期に経営再建計画を策定し経営健全化を目指すため、これまで以上に徹底した経営指導を行うこと。

- 4 株式会社サンフラワーに対し、策定予定の経営再建計画及び関係機関への貸付金返済計画等、それに準ずる内容の書類の提出を求め、議会に対して経営状況等、適宜詳細な情報を開示すること。
- 5 株式会社サンフラワーに対し、関係機関への貸付金返済計画の期間にとらわれることなく、できる限り早期に返済できるよう最大限努めることを要請すること。
- 6 経営再建計画の進捗状況を見極めながら、株式会社サンフラワーの経営について、市の区分所有等を含め適時・適切に判断すること。

以上、決議する。

令和8年3月4日

兵庫県三田市議会